

改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）検討の方向性

（各事項についての対応）

1. 典型例を可能なものからとりまとめる

4月16日開催のフォーラム配付資料にある意見を十分に検討のうえ、事務局にて原案を作成する。その結果については、改正著作権法第35条運用指針（令和2（2020）年度）に照らしても問題が無ければ、既に制度が始まり、現場の教員等の参考にしていただきたいことから、同運用指針の補完分として第1回目のフォーラムで（事前配付のうえ）確認いただき公表する。

さらに、制度開始後に SARTRAS 宛に寄せられている質問も参考に典型例を順次充実させる。

2. 残された課題について共通認識を得る

「授業の目的に鑑み、著作物の全体の利用が不可欠な場合は当該著作物の全部とすること」、「論文」、「コースパック」、「小部分」としている著作物であっても、著作権者の権利を不当に害しない範囲で、授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において「全部」利用できることもあり得る」例示、「小部分」の例示などについて、設置する専門ワーキング・グループで検討し、令和2年度版の増補として加えられるものと令和3年度版に加えるものとに分けて順次とりまとめる。特に令和2年度版の増補として加えられるものは、本フォーラムの承認を得て、積極的に公開していく。

既に絶版となっているなど、入手することが困難な出版物に掲載されている著作物を利用する場合の取扱いについては、国立国会図書館が資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会においてとりまとめた、「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」等を参考にしつつ検討する。

3. SARTRAS が行うライセンスの許諾範囲

教材に用いられた著作物の利用のうち、履修者等に対する送信可能化については、当該教材を用いて行った授業を受けた履修者等の当該授業履修期間を超え在学中送信可能化する場合の取扱いについて、改めて文化庁見解を得ることとしてはどうか。

SARTRAS のライセンスで許諾を得られることが望ましい教育機関における具体的な利用、特に授業における利用を教育側委員のみなさまから挙げていただき、SARTRAS 内で検討する。

4. その他について

以下の①、②について検討を行う。

- ① 著作物レンタルや、デジタルサービス（デジタル教材、データベース、ワークシート、フォトサービス等）、コンテンツ配信契約、有料放送、有料音楽配信等のうち、教育利用であるか否かに関わらず複製、公衆送信して利用することが禁止されていることを定めている契約を、それぞれのサービスを提供する者との間締結した場合において、当該契約により入手した著作物を利用すること。
- ② コピーやアクセスの制限をかけられた著作物の複製又は公衆送信利用。
例) Blu-ray Disc/DVD などの映画の著作物等

(参考)

文化庁の 2019 年 10 月 29 日付改正著作権法第 35 条の解釈に関する Q & A

Q13.コピーコントロールやアクセスコントロールを権利者に無断で解除した上で、複製等を行い、それを授業での利用することはできるのか。

A. コピーコントロールやアクセスコントロールを権利者に無断で解除した上での利用であることは、著作権法第 35 条第 1 項ただし書において考慮される一要素となり得るものの、それのみをもって、一概にただし書に該当するか否かを判断することはできない。一方で、基本的に、教員等がこのような行為を行うことは望ましくないとのご意見もあろうことから、関係者間で具体的なルール作りについて協議をする必要があるものと考えられる。